

「指定特定施設入居者生活介護事業所 ファミリーケア城南」利用契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総 則

第1条 (契約の目的)

第2条 (契約期間と更新)

第3条 (特定施設入居者生活介護計画の決定・変更)

第4条 (指定特定施設入居者生活介護の内容)

第5条 (利用料その他の費用の額)

第二章 事業者の義務

第6条 (事業者及び事業所の従業者の義務)

第7条 (秘密保持)

第三章 利用者の義務

第8条 (サービス利用に当たっての留意事項)

第四章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第9条 (損害賠償責任)

第10条 (損害賠償がなされない場合)

第11条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第五章 契約の終了

第12条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第13条 (利用者からの中途解約)

第14条 (利用者からの契約解除)

第15条 (事業者からの契約解除)

第16条 (精算)

第六章 その他

第17条 (身元保証人)

第18条 (苦情処理)

第19条 (協議事項)

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人久楽会（以下「事業者」という。）及び_____（以下「身元保証人」という。）は、利用者が指定特定施設入居者生活介護事業所ファミリーケア城南（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される特定施設入居者生活介護サービスを受け、利用者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第 1 条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう特定施設入居者生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約期間と更新）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第 3 条（特定施設入居者生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握して行います。
- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成します。
- 4 特定施設サービス計画は、計画作成担当者が、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行います。
- 6 事業者は、特定施設入居者生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 4 条（指定特定施設入居者生活介護の内容）

- 1 指定特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとします。
 - 一 特定施設サービス計画の作成

- 二 入浴（週2回以上）、排せつ、食事等の介護
- 三 その他の日常生活上の支援・世話
- 四 機能訓練
- 五 健康管理
- 六 相談及び援助
- 七 利用者の家族及び地域との連携

第5条（利用料その他の費用の額）

- 1 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスである時は、その基準額から介護保険給付額を差し引いた差額分とします。
- 2 前項の厚生労働大臣が定める基準が、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されるものとします。その場合、事業者は利用者又はその家族に事前に通知します。
- 3 前第1項の他、事業者は次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるとします。
 - 一 利用者の希望により、その現金の取扱いについて、利用者の日常的な生活費用等の支払等の代行管理に係る費用：200円（1月あたり）
 - 二 レクリエーション、クラブ活動費用：利用者が自主的に参加した場合の材料費等の実費相当額
 - 三 おむつ代：実費相当額
 - 四 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適用と認められる費用：各種実費相当額
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、事業者はあらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について書面にて説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとします。

第二章 事業者の義務

第6条（事業者及び事業所の従業者の義務）

- 1 事業者及び事業所の従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医療機関等と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及び事業所の従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第7条（秘密保持）

- 1 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用関係が終了した後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。

第三章 利用者の義務**第8条（サービス利用に当たっての留意事項）**

- 1 利用者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するものとします。
 - 一 利用者は、事業所の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務める。
 - 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出る。
 - 三 利用者は、健康に留意する。
 - 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力する。
- 2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）**第9条（損害賠償責任）**

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第7条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第10条（損害賠償がなされない場合）

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第11条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第12条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第13条から第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第13条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 利用者は、利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

第14条（利用者からの契約解除）

- 1 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合

- 二 事業者もしくはサービス従事者が第6条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第15条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 利用者による、第5条に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四 利用者が、他の介護保険施設に入所した場合および、病院又は診療所に入院した場合

第16条（精算）

- 1 第12条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他の条項に基づく義務を、利用者が事業者に対して負担しているときは、契約終了日の属する月の翌月までに精算するものとします。

第六章 その他

第17条（身元保証人）

- 1 利用者は、身元保証人をたてることとします。但し、利用者に身元保証人をたてることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。
 - 一 利用者の責により事業者に損害を与えた場合、利用者と連帯し当該損害を賠償すること。
 - 二 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

第18条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第19条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上のとおり、事業者、利用者、身元保証人は、記名捺印のうえ契約し、その証として事業者、利用者又は身元保証人は本書1通を保有する。

令和 年 月 日

事業者	住所	石川県金沢市利屋町は64番地1
	氏名	社会福祉法人 久楽会 理事長 新谷 博範

利用者	住所
	氏名

身元保証人	住所
	氏名